



船舶及び海洋技術－
旅客船用低位置照明－配置

JIS F 8010 : 2007
(ISO 15370 : 2001)
(JSTRA)

平成 19 年 4 月 9 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二 瓶 好 正	東京理科大学
(委員)	飯 塚 悅 功	東京大学
	岩 井 篤	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大 山 永 昭	東京工業大学
	梶 村 皓 二	財団法人機械振興協会
	菊 地 真	防衛医科大学校
	佐 野 真理子	主婦連合会
	菅 原 進 一	東京理科大学
	田 中 信 義	キヤノン株式会社
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	樋 口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	吹 譯 正 憲	社団法人電子情報技術産業協会
	前 原 郷 治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮 入 裕 夫	東京電機大学
	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
	若 井 博 雄	財団法人製品安全協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 19.4.9

官 報 公 示：平成 19.4.9

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル TEL 03-3502-2130)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 性能要件	3
4.1 一般	3
4.2 蓄光装置（システム）	4
4.3 電気作動システム	4
5 製品技術説明書	5
6 船内での設置	5
6.1 一般	5
6.2 通路	5
6.3 扇（ドア）	5
6.4 階段	6
6.5 表示及び標識	6
6.6 情報掲示板（説明板）	6
7 据付けの承認	6
8 保守整備	7
附属書 A（規定）蓄光タイプ低位置照明材料の試験	8
附属書 B（規定）船内における設備の評価	10
附属書 C（規定）蓄光材料のための測定記録	11
附属書 D（規定）幅 vs 輝度	12
附属書 E（規定）点光源設置の例	13
附属書 F（規定）電源を使用する低位置照明装置の試験	14
附属書 G（規定）通路リセス及び階段の配置図	16
解 説	18

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

日本工業規格

JIS

F 8010 : 2007

(ISO 15370 : 2001)

船舶及び海洋技術－旅客船用低位置照明－配置

Ships and marine technology－
Low-location lighting on passenger ships－Arrangement

序文

この規格は、2001年に第1版として発行された ISO 15370 を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

1 適用範囲

この規格は、1974年海上人命安全条約 1996年改正 II-2 章 28 規則及び 41-2 規則並びに IMO 火災安全設備のための国際コードに定義される低位置照明装置の承認、取付け及び保守のための要件について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 15370:2001, Ships and marine technology－Low-location lighting on passenger ships－Arrangement (IDT)

なお、対応の程度を表す記号(IDT)は、ISO/IEC Guide 21に基づき、一致していることを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格（国際規格）は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。

これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）には適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8105-2-22 照明器具－第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

注記 対応国際規格：IEC 60598-2-22, Luminaires－Part 2-22: Particular requirements－Luminaires for emergency lighting(MOD)

JIS F 0812 船舶の航海と無線通信機器及びシステム－一般要求事項－試験方法及び試験結果要件

注記 対応国際規格：IEC 60945, Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems－General requirements－Methods of testing and required test results(IDT)

JIS F 8007 船用電気機器－外被の保護等級及び検査通則

注記 対応国際規格：IEC 60529, Degrees of protection provided by enclosures(IP Code)(MOD)

JIS F 8061 船用電気設備－第 101 部：定義及び一般要求事項

注記 対応国際規格：IEC 60092-101, Electrical installations in ships－Part 101: Definitions and general requirements(IDT)

JIS Z 4821-1 密封放射線源－第 1 部：一般要求事項及び等級